

2023年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第3回理事会



日時：2023年11月15日（水）午後7時00分

場所：富山県総合体育センター 小研修室

一般財団法人富山県バスケットボール協会第3回理事会次第

1 開 会

2 代表理事挨拶

3 理事会成立

4 議 事

- | | | |
|-------|--------------------------------------|--------|
| 議案第1号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について | ・・・・ 1 |
| 議案第2号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の一部改正について | ・・・・ 2 |
| 議案第3号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会規律規程に基づく懲罰について | ・・・・ 4 |
| 議案第4号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会評議員選定委員会委員の選任について | ・・・・ 5 |
| 議案第5号 | 一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について | ・・・・ 6 |

5 報告・協議事項

- (1) 一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) 2024年度からの役員体制について
- (3) 富山県民体育大会における1部（少年の部）の廃止及び2部（中学の部）を富山県中学校総合選手権大会と兼ねることについて
- (4) 専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

6 その他

7 閉 会

議案第1号

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2023年11月15日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

附 則

この規程は、2023年11月15日から施行する。

議案第2号

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2023年11月15日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「公益財団法人富山県体育協会等」を「公益財団法人富山県スポーツ協会等」に改める。

附 則

この規程は、2023年11月15日から施行する。

《参 考》改正の新旧対照表

基本規程【議案第1号関係】

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程</p> <p>第1条～第2条第2項 略</p> <p>3 加盟団体及び選手等は、<u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>、公益財団法人日本オリンピック委員会、<u>公益財団法人日本パラスポーツ協会</u>、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。</p> <p>第3条～第46条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2023年11月15日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程</p> <p>第1条～第2条第2項 略</p> <p>3 加盟団体及び選手等は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>、公益財団法人日本オリンピック委員会、<u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u>、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟の5団体が採択した「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を尊重するものとする。</p> <p>第3条～第46条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

倫理規程【議案第2号関係】

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 倫理規程</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p>第3条 前条第1項に定める個人は、以下の各号を遵守しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 法令に反してはならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）、国際バスケットボール連盟（FIBA）、FIBA ASIA、国際オリンピック委員会（IOC）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSA）、公益財団法人日本スポーツ協会、<u>公益財団法人富山県スポーツ協会等</u>（以下「関連団体」という。）及び所属する団体の定款、規則、規程、命令、指示等（以下「規程類」という。）に反してはならない。</p> <p>第3条第1項第3号～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、2023年11月15日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 倫理規程</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p style="text-align: center;">（遵守事項）</p> <p>第3条 前条第1項に定める個人は、以下の各号を遵守しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 法令に反してはならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）、国際バスケットボール連盟（FIBA）、FIBA ASIA、国際オリンピック委員会（IOC）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSA）、公益財団法人日本スポーツ協会、<u>公益財団法人富山県体育協会等</u>（以下「関連団体」という。）及び所属する団体の定款、規則、規程、命令、指示等（以下「規程類」という。）に反してはならない。</p> <p>第3条第1項第3号～第14条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第3号

一般財団法人富山県バスケットボール協会規律規程に基づく懲罰について

一般財団法人富山県バスケットボール協会規律規程に基づき、規律委員会から懲罰案の答申があったことから、次のとおり懲罰を決定する。

2023年11月15日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 対象者

- (1) ●●●●● 【個人】 戒告（口頭をもって戒める。）
- (2) ●●●●● 【団体】 譴責（始末書を取り、注意し戒める。）

2 概要

今年度の第6回全日本社会人バスケットボール選手権大会富山県予選大会及び第99回天皇杯・第90回皇后杯全日本バスケットボール選手権大会富山県代表決定戦における登録等で不正な行為があり、規律委員会において審議し答申があったもの。

議案第4号

一般財団法人富山県バスケットボール協会評議員選定委員会委員の選任について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第14条第2項及び第3項の規定に基づき、評議員選定委員会委員を次のとおり選任する。

2023年11月15日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 評議員選定委員会委員

(1) 中島 仁美

2 理由

(1) 一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第46条第2項及び第3号の規定に基づく事務局の職員であった山木葉子氏は、2023年6月10日をもって事務局員を退任したことから、後任の委員を選任するもの。

《参 考》

1 評議員選定委員会委員

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 評議員 (1名) | 松田 清人 |
| (2) 監事 (1名) | 山田 智史 |
| (3) 事務局員 (1名) | ※1名欠員 |
| (4) 外部委員 (2名) | 米田 由和 尾定 誠司 |

議案第5号

一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会委員の委嘱について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第21条第2項の規定に基づき、委員会委員を次のように委嘱する。

2023年11月15日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 育成委員会

委員 五十里武史 玉木 彰治 堀田 尚之

《育成委員会》

委員長	酒匂 博臣				
副委員長	坂本 堯志				
委員	東 良典	荒川 和樹	<u>五十里武史</u>	日下 安啓	
	佐藤 肇	橘 昌二	田中 健介	<u>玉木 彰治</u>	
	土田 直寛	平田 哲弘	<u>堀田 尚之</u>		

※退任する委員：荒木 恒治、津田 佳秀

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議、大会等	野上 会長	荻原 副会長	牧田 副会長	深松 副会長	山崎 副会長	松倉 専務理事	丹羽 常務理事	廣川 常務理事	構 常務理事
9	20	2023年度(一財)富山県バスケットボール協会第2回理事会		○	○	○	○	○	○	○	○
9	23, 24	第6回全日本社会人0-40/0-50選手権大会北信越予選						○			○
9	24	2023年度(一財)富山県バスケットボール協会第2回役員会		○	○	○	○	○	○	○	○
9	30	(公財)日本バスケットボール協会定時評議員会						○			
10	1	第99回関東大学リーグ戦・審判S級審査激励						○			
10	10	スペシャルオリμπックス日本富山事務局 大会終了挨拶対応						○			
10	14	2023年度第1回市町村協会長等との意見交換会		○				○			○
		2023-24シーズンB.LEAGUE(富山グラウジーズ)ホーム開幕戦激励	○								
11	1	(公財)日本バスケットボール協会評議員選定委員会【オンライン】						○			
11	2~5	第6回全日本社会人0-40/0-50選手権大会開催視察									○
11	11	第4回全国U15バスケットボール選手権大会県予選表彰式		○				○			
11	12	2023年度(一財)富山県バスケットボール協会第3回役員会		○	○	○	○	○	○	○	○
11	14	(公財)富山県スポーツ協会競技団体ヒアリング						○			

報告・協議事項(2)

2024年度からの役員体制について

① 2024年度からの新たな取組

- ア 市町村協会との連携強化とジェンダーレスの推進
- イ 理事会運営の見直し（議決機関としての位置付け）
- ウ 事業執行は委員会や部会が主体に活性化
- エ 理事会の前に委員長等を主体とした執行機関の事前会議の開催
- オ 賛助会費の依頼先の見直し

② 新たな取組における課題

- ア 理事25名以内のうち、代表理事2名のほか業務執行理事15名の選出（理事会を議決機関にすることから各種連盟選出理事を含める）
- イ 委員長との調整のため会議数の倍増

③ 選考手順

- ア 11月15日の理事会で加盟団体等へ推薦依頼《基本規程第10条》
⇒ 12月10日までに推薦者の集約
各種連盟(各1名)

}
 - ※10月14日開催の市町村協会との意見交換会において、県内4地区から理事各1名を選出することとなり、推薦を依頼済み。（監事1名も）
- イ 会長・副会長等において、前項の推薦者以外を人選した後、理事会に開示し選考委員会へ諮問
- ウ 選考委員会において、新役員を協議し、理事会に答申して評議員会へ

④ 新役員選任までのスケジュールについて

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
役員候補者 選考委員会					● 初回	→		● 答申決議			
理事会	● 委員会設置		● 推薦依頼	→			●	☐ 答申	● 案決議		
評議員会 6月8日予定									→		● 決議

⑤ その他

定款、基本規程及び役員候補者選考規程の抜粋は、別紙資料編のとおり

報告・協議事項(3)

富山県民体育大会における1部(少年の部)の廃止及び2部(中学の部)を富山県中学校総合選手権大会と兼ねることについて

報告・協議事項(4)

専務理事、各委員会等からの連絡・報告について

その他